

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 変圧器は、通常の使用状態で十分な性能があり、この規格の規定する範囲において感電、火災及び傷害の危険が生じるおそれのないよう形状が正しく設計してあり、組立が良好及び動作が円滑でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 箇条 10 10.1 10.1.1 10.1.3 10.2 箇条 11	箇条 6 定格 ベル用及びリモートコントロールリレー用の変圧器は、定格 2 次電圧が交流 30V 以下とし、表示器用変圧器は、定格 2 次電圧が交流 600V 以下でなければならない。 箇条 10 端子及び充電部の接続部 10.1 充電部の接続部 10.1.1 充電部の接続は、規定の金属製の機械ねじを用い、かん合する有効ねじ山は、ねじをねじ込む部分の材料が金属の場合は 2 山以上、合成樹脂の場合は 5 山以上で、適切に導体を接続部に保持できるものでなければならない。 10.1.3 端子金具など金具を固定する部分の取付けは、ねじ又はリベットで、2 か所以上で取付けなければならない。 10.2 電線の取付部 電線の取付部は、電線を容易かつ確実に接続できなければならない。 箇条 11 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				11.1	11.1 絶縁変圧器 2次側に定格電圧30V以下の口出線又は端子をもつ変圧器は、絶縁変圧器でなければならない。	
				11.2	11.2 使用者が接続する端子 使用者が接続する端子は、次のようでなければならない。 —定格電圧が30V以下の端子は、呼び径が3mm以上のねじ又はボルトナットで、直径が0.8mmの電線を確実に取り付けることができる —定格電圧が30Vを超える端子は、呼び径が3.5mm以上のねじ又はボルトナットで、直径が2mmの電線を確実に取り付けることができ、かつ、吸湿性が少ない絶縁物で容易に接触することのないように覆う、等	
				11.5	11.5 取付面の貫通孔 電源電線の貫通孔は、取付面にあってはならない。	
				11.7	11.7 器体の内部配線 器体の内部配線は、次のようでなければならない。 —規定の力を内部電線に加えたとき、規定する絶縁物の使用温度の上限値を超える部分に接触しない —規定の力を内部電線に加えたとき、可動部に接触しない	
				11.12	11.12 造営材への取付構造 天井、壁、床、柱、棚など造営材に取り付けて用いる変圧	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				11.16	器は、容易かつ堅固に取り付けできる構造でなければならない。 11.16 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける変圧器ヒューズの取付部は、取換えが容易に行えなければならない。	
				11.17	11.17 温度過昇防止装置 温度過昇防止装置は、容易に取り換えることのできない構造でなければならない。	
				箇条 12	箇条 12 部品	
				12.1	12.1 部品の定格電圧、定格電流及び許容電流 部品として用いる電線、接地線、ヒューズ、コンデンサ、過負荷保護装置の定格電圧、定格電流及び許容電流は、定常的に生じる最大の電圧又は電流以上でなければならない。	
				12.2.3	12.2.3 単心コードをより合わせたもの又はより合せコードは、より合せが容易に分離しない構造でなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.13	箇条 11 構造 11.13 変圧器間を接続する電線の保護装置 変圧器間を接続する電線をもつ変圧器は、電線が短絡、過電流などの状態を生じたときに動作するヒューズ、過電流	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				11.16	<p>なければならない。</p> <p>11.16 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける変圧器ヒューズ取付部に、電流ヒューズは定格電流を、温度ヒューズは定格動作温度を表示しなければならない。</p>	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.1 箇条 12 12.3 12.5 箇条 16 16.7	箇条 10 端子及び充電部の接続部 10.1 充電部の接続部 充電部相互又は充電部と非充電部との接続部は、通常の使用状態で、緩みが生じず、かつ、温度に耐えなければならない。 箇条 12 部品 12.3 接地線 接地線は、規定の太さをもつ容易に腐食しにくい金属線で行なければならない。 12.5 過負荷保護装置 ヒューズ以外の過負荷保護装置は、規定の動作試験を行ったとき、各部にその後の使用を損なうほどの異状が生じてはならない。 箇条 16 材料 16.7 導電材料 導電材料は、銅、銅合金、ステンレス鋼、規定の耐食性を満足するめっきを施した鉄若しくは鋼、又はこれらと同等	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四 条 続 続				16.8 16.9	以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性をもつ材料でなければならない。 16.8 接地端子の材料 接地端子の材料は、銅、銅合金、ステンレス鋼などの十分な機械的強度をもつさびにくい材料でなければならない。 16.9 鋼及び鉄は、めっき、塗装、油焼きその他の適切なさび止めを施さなければならない。	
第五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.19 箇条 15 15.5	箇条 11 構造 11.19 防水性 屋外用の変圧器は、雨水が器体内に浸入するおそれがなく、かつ、絶縁ブッシングに雨水がかかりにくい構造でなければならない。 箇条 15 絶縁性能 15.5 屋外用の変圧器は、規定の降水試験中において、絶縁耐力試験に適合しなければならない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 10.1	箇条 10 端子及び充電部の接続部 10.1 充電部の接続部 充電部の接続において、合成樹脂を介して締め付け、かしめなどによって接続する部分の合成樹脂は、規定する絶縁物の使用温度の上限値以下で用い、かつ、次のいずれかでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き					<ul style="list-style-type: none"> －熱硬化性樹脂を用いる －ばね、座金などの金属弾性体によってひずみを補う処置を施した熱可塑性樹脂を用いる 	
				箇条 11	箇条 11 構造	
				11.9	11.9 金属製の外郭の厚さ 金属製の外郭の厚さは、規定する値以上でなければならない。	
				箇条 12	箇条 12 部品	
				12.2	12.2 電源電線等 温度が100℃を超える部分に触れることのある電源電線等は、ビニルコード、ビニルキャブタイヤコード及びビニルキャブタイヤケーブル以外の電線でなければならない。	
				12.4	12.4 ヒューズ ヒューズは、次のような材料でなければならない。 －可溶体は、容易に変質しない材料 －ヒューズ取付端子は、取付けに支障のない硬さの材料	
				箇条 16	箇条 16 材料	
				16.1	16.1 器体の材料	
				16.1.1	16.1.1 器体の材料は、規定の平常温度上昇試験をしたときの温度に耐えなければならない。	
				16.1.2	16.1.2 外郭又は電気絶縁物を支持する熱可塑性の材料は、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六條 続き				16.3	<p>耐熱性の材料でなければならない。</p> <p>16.3 繊維質の絶縁物</p> <p>巻線に接している繊維質の絶縁物は、絶縁ワニス又はこれと同等以上の絶縁性能をもつ含浸剤で処理していなければならない。</p>	
				16.4	<p>16.4 絶縁性充填物</p> <p>外箱内に満たしてある絶縁性充填物は、耐水質の材料で、使用中にその後の使用を損なうほどのひび、割れその他の損傷が生じるおそれのないものでなければならない。</p>	
				16.5	<p>16.5 外郭の材料</p> <p>屋外用の変圧器の外郭の材料は、さびにくい金属、さび止めを施した金属、合成ゴム、陶磁器、又は80±3℃の空気中に1時間放置した後に自然に冷却したとき、その後の使用を損なうほどの膨れ、割れその他の損傷が生じない合成樹脂でなければならない。</p>	
				16.6	<p>16.6 アークが達することのある部分に用いる電気絶縁物</p> <p>アークが達することのある部分に用いる電気絶縁物は、アークによって感電、火災又は傷害が生じるおそれのある膨れ、ひび、割れ、欠けなどの変形、絶縁低下などの変質が生じることがない電気絶縁物でなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 1 号	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当</p>	箇条 8	箇条 8 感電に対する保護	
				8.1	8.1 充電部	
					充電部及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の 外郭で覆い、かつ、容易に取り外すことができる部分を取り 外した状態で、規定の試験指を用いて器体の外面及び開 口部に規定の力を加えたとき、試験指が触れてはならな い。	
				箇条 11	箇条 11 構造	
				11.8	11.8 外郭の強度	
	試験品の外郭に規定の球面のおもりの落下試験を行った とき、感電の危険が生じるおそれのあるひび、割れその他 の異状が生じてはならない。					
		11.16	11.16 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける変圧器			
			ヒューズの取付部は、容易に接触しないように覆ってなけ ればならない。			
		箇条 17	箇条 17 絶縁距離及び絶縁物の厚さ			
		17.1	17.1 絶縁距離			
			造営材などに取り付けた状態で容易に試験指が触れるこ とがない取付面側の充電部と取付面との絶縁距離は、規定 の値以上でなければならない。			
		17.2	17.2 絶縁物の厚さ			

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第 1 号 続き				17.2.1	17.2.1 器体の外郭に用いる絶縁物 試験品に規定の球面のおもりの落下試験を行ったとき、感電が生じるおそれのある損傷が生じてはならない。	
第七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 9 9.1 箇条 11 11.10	箇条 9 接地接続 9.1 接地端子又は接地用口出線 定格 1 次電圧が 150V を超える変圧器は、外郭の見やすい箇所に、接地端子又は接地用口出線を設けなければならない。接地用の配線が外部に露出しない構造で、固定して用いる定格 1 次電圧が 150V を超える変圧器は、器体の内部に、接地端子又は接地用口出線を設けなければならない。 箇条 11 構造 11.10 金属製の外郭及び鉄心部 金属製の外郭をもつリモートコントロールリレー用変圧器は、金属製の外郭と鉄心部とを、電氣的に接続していなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8 8.2 箇条 11 11.11	箇条 8 感電に対する保護 8.2 取付面との間隙 巻線及び鉄心部と取付面との間には、規定以上の間隙をもたなければならない。 箇条 11 構造 11.11 アークに対する保護	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型单相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き					金属製の蓋又は箱で、アークが達することのある部分には、規定を満足する電気絶縁物で、かつ、規定する厚さをもつ電気絶縁物を取り付けなければならない。	
				11.16	11.16 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける変圧器非包装ヒューズの可溶体の中心部付近と器体との間の空間距離は、規定の値以上でなければならない。	
				11.17	11.17 温度過昇防止装置 異常時に温度過昇防止装置が動作したとき、絶縁抵抗の低下などがあってはならない。	
				11.18	11.18 電子部品をもつ回路の部品燃焼試験 電子部品をもつ絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路又は規定する特定の回路は、電子部品を1か所ずつ短絡及び／又は開放する試験を行ったとき、500V 絶縁抵抗計によって測定した充電部と接地することのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上でなければならない。	
				箇条 12	箇条 12 部品	
				12.6	12.6 コンデンサ	
				12.6.1	12.6.1 絶縁耐力試験 コンデンサは、規定の絶縁耐力（耐電圧）試験を行ったとき、これに耐えなければならない。	
				12.6.2.1	12.6.2.1 絶縁抵抗試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き					紙コンデンサ又は金属化紙コンデンサで、公称静電容量が0.1 μ F以下のコンデンサは、コンデンサの端子相互間に規定する直流電圧を連続して1分間加えた後に測定した絶縁抵抗が、1000M Ω 以上でなければならない。	
				箇条 16	箇条 16 材料	
				16.2	16.2 電気絶縁物及び熱絶縁物	
				16.2.1	16.2.1 絶縁物は、絶縁物の種類ごとに規定する使用温度の上限値に40 $^{\circ}$ Cを加えた値を超える部分に接触してはならない。	
				16.2.2	16.2.2 絶縁物は、規定する平常温度上昇試験をしたとき、規定の温度を超えてはならない。	
				箇条 17	箇条 17 絶縁距離及び絶縁物の厚さ	
				17.1	17.1 絶縁距離 極性が異なる充電部相互間、充電部と接地することのある非充電金属部との間、及び充電部と試験指が触れることができる非金属部の表面との間の絶縁距離は、規定の値以上でなければならない。	
				17.2	17.2 絶縁物の厚さ	
				17.2.1	17.2.1 器体の外郭に用いる絶縁物 器体の外郭が絶縁物を兼ねる場合、器体の外郭に用いる絶縁物は、規定の絶縁耐圧試験に耐えなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八條 続き				附属書 C C.1 C.2	附属書 C 絶縁性能試験 C.1 平常温度上昇及び異常温度上昇の試験において、巻線相互間及び充電部と接地することのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。 C.2 絶縁耐力試験 規定の絶縁抵抗試験の直後、絶縁した巻線相互間等に規定の試験電圧を加えたとき、耐えなければならない。	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8 11.16 11.17 11.18	箇条 11 構造 11.8 外郭の強度 外郭に規定のおもりの落下試験を行ったとき、火災などの危険が生じるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じてはならない。 11.16 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける変圧器 ヒューズ抵抗器の発熱によって、その周囲の充填物、プリント配線板などが炭化又はガス化し、発火することがあってはならない。 11.17 温度過昇防止装置 異常時に温度過昇防止装置が動作したとき、木台の燃焼などがあつてはならない。 11.18 電子部品をもつ回路の部品燃焼試験 電子部品をもつ絶縁変圧器の 2 次側の回路、整流後の回路	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				<p>又は規定する特定の回路は、電子部品を1か所ずつ短絡及び／又は開放する試験を行ったとき、その回路に接続した二つ以上の電子部品が燃焼してはならない。</p> <p>箇条 12 12.7 15W を超える電力が供給できる回路に用いる印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板は、難燃性があるものでなければならない。</p> <p>箇条 14 14.1 14.1 平常温度上昇 温度上昇試験において、器体の外部に炎が出てはならず、熱電温度計によって測定した試験品を置く木台の表面温度上昇は、規定する値以下でなければならない。</p> <p>14.2 14.2 異常温度上昇 異常温度上昇試験において、器体の外部に炎が出てはならず、熱電温度計によって測定した試験品の底面に面する木台の表面の温度上昇は規定する値以下でなければならない。</p> <p>箇条 16 16.10 16.10 可燃性材料 変圧器の部品及び構造材料には、ニトロセルローズ系セルロイド、その他これに類する着火したとき爆発的に燃焼す</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				箇条 17 17.1 17.2 17.2.1	<p>る可燃性物質を用いてはならない。</p> <p>箇条 17 絶縁距離及び絶縁物の厚さ</p> <p>17.1 絶縁距離</p> <p>極性が異なる充電部相互間（回路間、部品相互間及び部品の端子間）で、絶縁距離の規定値を満足しない箇所を1か所ずつ短絡したとき、次のようであってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> －その回路に接続した二つ以上の電子部品の燃焼 －その回路に接続した入力電源用の変圧器の1次巻線及び2次巻線、並びに入力電源用の整流回路の整流器の燃焼 <p>17.2 絶縁物の厚さ</p> <p>17.2.1 器体の外郭に用いる絶縁物</p> <p>器体の外郭に、規定の球面のおもりの落下試験を行ったとき、火災が生じてはならない。</p>	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.17 箇条 14 14.1	<p>箇条 11 構造</p> <p>11.17 温度過昇防止装置</p> <p>異常時に温度過昇防止装置が動作したとき、高温物の流出があってはならない。</p> <p>箇条 14 温度上昇</p> <p>14.1 平常温度上昇</p> <p>温度上昇試験において、熱電温度計によって測定した試験</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十條 続き				14.2	品の外郭の表面温度上昇は、規定する値以下でなければならない。 14.2 異常温度上昇 異常温度上昇試験において、熱電温度計によって測定した外郭の温度上昇は規定する値以下でなければならない。	
第十一條第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.6 11.7 11.16	箇条 11 構造 11.6 電源電線等の貫通孔 電源電線、変圧器間を接続する電線、及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線の貫通孔は、保護スプリング、保護ブッシング、その他の適切な保護装置を用いているか、又は半径 2mm 以上の面取り、カール加工など適切な保護加工を施してなければならない。 11.7 器体の内部配線 器体の内部配線に規定の力を加えたとき、可動部に接触してはならない。 11.16 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける変圧器 ヒューズは、溶断するとき、ヒューズを収めている蓋、箱又は台にその後の使用を損なうほどの損傷が生じてはならない。	
第十一條第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によっ	■該当 □非該当	箇条 11 11.2	箇条 11 構造 11.2 使用者が接続する端子	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き		て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。		11.3	リモートコントロールリレー用変圧器並びにベル用及び表示器用の変圧器は、端子が取り付けられている部分の面に対し垂直の方向に、規定の引張力を加えたとき、端子ごとに取り付け部のぐらつきがなく、破損が生じてはならない。 11.3 口出線 リモートコントロールリレー用変圧器並びにベル用及び表示器用の変圧器の口出線は、口出し方向に規定の引張力を加えたとき、電線の取付部にぐらつきがなく、破損が生じず、かつ、口出線が切断してはならない。	
				11.4	11.4 張力除去 電源電線は、規定の張力を器体の外側に向かって加えたとき、及び器体の内部に向かって電源電線の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れることがあってはならない。	
				11.8	11.8 外郭の強度 機器に、規定のおもりの落下試験を行ったとき、危険が生じるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じてはならない。	
				箇条 12 12.2	箇条 12 部品 12.2 電源電線等	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				箇条 17 17.2	変圧器間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、規定の引張力を加えたとき、素線の断線、絶縁体に用いる絶縁物の割れ、欠けなどが生じない電線でなければならない。 箇条 17 絶縁距離及び絶縁物の厚さ 17.2 絶縁物の厚さ 機器に、規定のおもりの落下試験を行ったとき、危険が生じるおそれのある損傷が生じてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 14 14.1 14.2	箇条 14 温度上昇 14.1 平常温度上昇 平常温度上昇試験において、器体の外部に溶融した絶縁性充填物が出てはならない。 14.2 異常温度上昇 異常温度上昇試験において、器体の外部に溶融した絶縁性充填物が出てはならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 ■非該当	—	—	人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を出さないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型单相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 変圧器は、通常の使用状態で十分な性能があり、この規格の規定する範囲において感電、火災及び傷害の危険が生じるおそれのないよう形状が正しく設計してあり、組立が良好及び動作が円滑でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ベル用変圧器等は、電気を供給するために使用される製品で、一般にそれ自身で始動しない品目であり、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ベル用変圧器等は、電気を供給するために使用される製品で、一般にそれ自身で再始動しない品目であり、非

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き						該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	ベル用変圧器等は、電気を供給するために使用される製品で、一般にそれ自身で停止しない品目であり、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.2 11.3 箇条 12	箇条 11 構造 11.2 使用者が接続する端子 使用者が接続する端子は、規定のねじ又はボルトナットで、規定の寸法の電線を確実に取り付けることができなければならない。 11.3 口出線 口出線をもつ変圧器の口出線は、規定の寸法の断面積以上のものでなければならない。 箇条 12 部品	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き				12.2 12.3	12.2 電源電線等 変圧器間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、規定の寸法の断面積以上のものでなければならない。 12.3 接地線 接地線は、規定の寸法の断面積以上のものでなければならない。	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見や	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7	箇条7 表示 変圧器の器体への表示は、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条続き		すい箇所容易に消えない方法で表示されるものとする。		箇条9 9.2 9.2.1 9.2.2 箇条11 11.16	箇条9 接地接続 9.2 接地線及び接地端子の表示 9.2.1 接地線をもつ変圧器は、接地線の被覆の表面若しくはその近傍に容易に消えない方法で、接地用である旨の表示をしなければならない。 9.2.2 接地端子をもつ変圧器は、接地端子又は接地端子の近傍に容易に消えない方法で、規定の接地用である旨の表示をしなければならない。 箇条11 構造 11.16 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける変圧器ヒューズ取付部の近傍又は銘板に、電流ヒューズは定格電流を、温度ヒューズは定格動作温度を、容易に消えない方法で表示しなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8376：2019

規格名：ベル用、表示器用及びリモートコントロールリレー用の小型単相変圧器-安全性

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き	示)	業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの)に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—